平成２２年（フ）第６５８号
岐阜市粟野西５丁目83番地
破産者　酒井　洋二
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２４５号
岐阜県羽島郡笠松町長池263、住民票上の住所大阪市鶴見区茨田大宮１丁目１番32号
破産者　大野　　淳（旧姓蛇場見）
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成１８年（フ）第９号
岐阜県大垣市木戸町1106番地３
破産者　亡名和英一郎相続財産
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第５８０号
京都市南区吉祥院新田弐ノ段町19番地の１
破産者　株式会社デジテックス
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
奈良県桜井市吉備575番地４
破産者　株式会社フォトはなおか
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４９号
岡山市中区倉益210番地の２
破産者　有限会社藤田空調設備
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９０号
熊本県玉名市天水町小天4108番地の１
破産者　株式会社ヤマサ
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１５５号
沖縄県宜野湾市伊佐３丁目３番７号　フラワーキャッスル宜野湾302号、住民票上の住所沖縄県沖縄市比屋根６丁目34番21号
破産者　久貝　優子
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１号
山口市秋穂東1525番地５　ファミールあいおＢ－３
破産者　オートクラスこと　寺岡　祐仁
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
山口県防府市大字江泊1790番地　やはず苑
破産者　藤本　篤志
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７８号
札幌市清田区平岡８条２丁目２番１号
破産者　三上　忠則
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７９号
札幌市清田区平岡８条２丁目２番１号
破産者　三上　幸子
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２６６号
北海道江別市幸町30番地の５
破産者　石山　　昇
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４５号
茨城県古河市小堤705番地１
破産者　諏訪　一成
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３４６号
茨城県古河市上辺見1038番地１
破産者　高崎みゆき
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４４７号
横浜市鶴見区上の宮１丁目36番１号
破産者　元田　尚伸
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６０号
横浜市南区共進町２丁目37番地　ベルチェ蒔田101、開始決定時の住所横浜市磯子区磯子８丁目11番１―201号
破産者　竹谷　知美
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４３０号
神奈川県藤沢市白旗３丁目13番35号　テラスヒルズサイド101
破産者　橋本　信雄
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８０号
横浜市瀬谷区上瀬谷町47番地１　市営上瀬谷住宅３棟1005号
破産者　澤山　玲子
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７号
静岡市駿河区下川原３丁目５番20号、前住所静岡県静岡市駿河区桃園町４番29号サンピュアーピーチタウン102号
破産者　深見　芳男
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部